

広島市国民保護計画素案の修正について(案)

昨年 11 月 15 日から 12 月 7 日までに行った市民意見募集により提出された意見、広島県との事前協議等を踏まえ、次のとおり素案を修正する。なお、字句の修正等軽微な修正については、以下に記述をしていない。

	素案	修正案	備考
1	1 ページ 1 計画策定に当たっての基本的考え方 本市は、戦争は最大の人権侵害であり、 <u>それを守ることが、国民の保護につながり、戦争のない世界、そして核兵器のない世界の実現につながるという認識の下、この計画を策定します。</u>	1 ページ 1 計画策定に当たっての基本的考え方 本市は、戦争は最大の人権侵害であり、 <u>人権を守ることが、国民の保護につながり、戦争のない世界、そして核兵器のない世界の実現につながるという認識の下、この計画を策定します。</u>	(市民意見の概要) 「戦争は最大の人権侵害であり、それを守ることが、国民の保護につながり、戦争のない世界、そして核兵器のない世界の実現につながるという認識の下、この計画を策定します」の文意は不明である。「それを守る」の「それ」は何を指すのか明らかにされたい。
2	4 ページ 3 災害時要援護者への配慮 本市は、国民保護措置の実施に当たり、傷病者、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人その他特に配慮を要する者(以下「災害時要援護者」という。)の <u>保護について十分に配慮します。</u>	4 ページ 3 災害時要援護者への配慮等 本市は、国民保護措置の実施に当たり、傷病者、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人その他特に配慮を要する者(以下「災害時要援護者」という。)の <u>保護や避難所等における女性のニーズに十分に配慮します。また、男女共同参画の視点を踏まえた国民保護措置の実施を図ります。</u>	広島県との事前協議による。
3	13 ページ 自衛隊施設等 <u>本市に自衛隊施設及び米軍施設はありませんが、近隣には、海田町に陸上自衛隊中部方面隊第 13 旅団が、呉市に海上自衛隊呉地方総監部等及び米軍施設の広弾薬庫等が、江田島市に海上自衛隊幹部候補生学校等及び米軍施設の秋月弾薬庫が、東広島市に米軍施設の川上弾薬庫があります。</u>	13 ページ 自衛隊施設等 <u>市域内に米軍施設はありませんが、自衛隊施設は、隣接する海田町に陸上自衛隊中部方面隊第 13 旅団があり、その駐屯地の敷地は海田町と広島市安芸区にまたがっています。また近隣には、呉市に海上自衛隊呉地方総監部等及び米軍施設の広弾薬庫等が、江田島市に海上自衛隊幹部候補生学校等及び米軍施設の秋月弾薬庫が、東広島市に米軍施設の川上弾薬庫があります。</u>	事務局による自主的修正

	素案	修正案	備考
4	13 ページ ア 石油コンビナート等特別防災区域の状況 本市に石油コンビナート等特別防災区域の指定区域はありませんが、近隣には、江田島市、大竹市及び岩国市に指定区域があります。	13 ページ ア 石油コンビナート等特別防災区域の状況 市域内に石油コンビナート等特別防災区域の指定区域はありませんが、近隣には、江田島市、大竹市、和木町及び岩国市に指定区域があります。	広島県との事前協議による。
5	17 ページ ア 核兵器 …数倍以上の被害になることもあります。	17 ページ ア 核兵器 …数倍以上の被害になることもあります。 <u>核兵器攻撃が行われた場合には、このように甚大な被害が発生しますが、たとえ被害をわずかに軽減する程度の効果しか発揮し得ないとしても、爆心地から離れた地域等においては、可能な範囲内で、最善の対処措置を実施するものとします。</u>	(市民意見の概要) 素案では、核攻撃の項目で、部分的には報告書に書かれている内容を採用しているにも関わらず、避難、医療、職員の安全などなどについて、国が示すモデル計画に従い、「可能な範囲内で必要な措置を実施します」と結論付けている。 これでは、報告書が提起している核心を踏みにじることになるのではないかと。報告書を採用するということは、核攻撃に対する対処計画、研修・訓練は不可能であること、行わないことこそ核兵器攻撃を回避する積極策だということをも明記すべきである。
6	20 ページ 消防局の平素の主な業務 ・警報の伝達に関すること。	20 ページ 消防局の平素の主な業務 ・警報及び武力攻撃災害緊急通報の伝達に関すること。	広島県との事前協議による。
7	22 ページ 国民の権利利益の迅速な救済 ア 本市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に進めるため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設します。 イ また、必要に応じ外部の専門家の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済に向け迅速に対応します。国民の権利利	22 ページ 国民の権利利益の迅速な救済 ア 本市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に進めるため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設します。 イ また、必要に応じ外部の専門家の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済に向け迅速に対応します。国民の権利利	(市民意見の概要) 国民の権利利益の迅速な救済については、有事における自衛隊や米軍のための土地、家屋等の収用、取り上げを前提としているわけだが、そのような前提をおくこと自体が平和都市・ヒロシマの自己否定になると考えないか。

	素案	修正案	備考																								
	<p>益の救済に係る手続の項目は次表に定めるとおりとし、その所管部局は、<u>国民保護措置の実施に伴う処分、要請等を行う局・区等</u>とします。</p> <table border="1" data-bbox="226 360 824 967"> <thead> <tr> <th>国民の権利利益の救済に係る手続の項目</th> <th>対象となる処分、要請等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>損失補償 (法第159条第1項)</td> <td>特定物資の収用に関する事 (法第81条第2項) 特定物資の保管命令に関する事 (法第81条第3項) 土地等の使用に関する事。(法第82条) 応急公用負担に関する事。(法第113条第1項、第5項)</td> </tr> <tr> <td>実費弁償 (法第159条第2項)</td> <td>医療の実施の要請等に関する事 (法第85条第1項、第2項)</td> </tr> <tr> <td>損害補償 (法第160条)</td> <td>住民への協力要請に関する事 (法第70条第1項、第3項、第80条第1項、第115条第1項、第123条第1項) 医療の実施の要請等に関する事 (法第85条第1項、第2項)</td> </tr> <tr> <td>不服申立て (法第6条)</td> <td>国民保護措置に関する事。</td> </tr> <tr> <td>訴訟(法第6条)</td> <td>国民保護措置に関する事。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)「法」とは国民保護法をいいます。</p>	国民の権利利益の救済に係る手続の項目	対象となる処分、要請等	損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事 (法第81条第2項) 特定物資の保管命令に関する事 (法第81条第3項) 土地等の使用に関する事。(法第82条) 応急公用負担に関する事。(法第113条第1項、第5項)	実費弁償 (法第159条第2項)	医療の実施の要請等に関する事 (法第85条第1項、第2項)	損害補償 (法第160条)	住民への協力要請に関する事 (法第70条第1項、第3項、第80条第1項、第115条第1項、第123条第1項) 医療の実施の要請等に関する事 (法第85条第1項、第2項)	不服申立て (法第6条)	国民保護措置に関する事。	訴訟(法第6条)	国民保護措置に関する事。	<p>益の救済に係る手続の項目は、<u>本市が実施する国民保護措置に係る処分、要請等に応じ、それぞれ次表に定めるとおりとし、その所管部局は、当該処分、要請等を行う局・区等</u>とします。</p> <table border="1" data-bbox="860 360 1458 967"> <thead> <tr> <th>本市が実施する国民保護措置に係る処分、要請等</th> <th>国民の権利利益の救済に係る手続の項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定物資の収用に関する事 (法第81条第2項) 特定物資の保管命令に関する事 (法第81条第3項) 土地等の使用に関する事。(法第82条) 応急公用負担に関する事。(法第113条第1項、第5項)</td> <td>損失補償 (法第159条第1項)</td> </tr> <tr> <td>医療の実施の要請等に関する事 (法第85条第1項、第2項)</td> <td>実費弁償 (法第159条第2項)</td> </tr> <tr> <td>住民への協力要請に関する事 (法第70条第1項、第3項、第80条第1項、第115条第1項、第123条第1項) 医療の実施の要請等に関する事 (法第85条第1項、第2項)</td> <td>損害補償 (法第160条)</td> </tr> <tr> <td>国民保護措置に関する事。</td> <td>不服申立て (法第6条)</td> </tr> <tr> <td>国民保護措置に関する事。</td> <td>訴訟(法第6条)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)「法」とは国民保護法をいいます。</p>	本市が実施する国民保護措置に係る処分、要請等	国民の権利利益の救済に係る手続の項目	特定物資の収用に関する事 (法第81条第2項) 特定物資の保管命令に関する事 (法第81条第3項) 土地等の使用に関する事。(法第82条) 応急公用負担に関する事。(法第113条第1項、第5項)	損失補償 (法第159条第1項)	医療の実施の要請等に関する事 (法第85条第1項、第2項)	実費弁償 (法第159条第2項)	住民への協力要請に関する事 (法第70条第1項、第3項、第80条第1項、第115条第1項、第123条第1項) 医療の実施の要請等に関する事 (法第85条第1項、第2項)	損害補償 (法第160条)	国民保護措置に関する事。	不服申立て (法第6条)	国民保護措置に関する事。	訴訟(法第6条)	
国民の権利利益の救済に係る手続の項目	対象となる処分、要請等																										
損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事 (法第81条第2項) 特定物資の保管命令に関する事 (法第81条第3項) 土地等の使用に関する事。(法第82条) 応急公用負担に関する事。(法第113条第1項、第5項)																										
実費弁償 (法第159条第2項)	医療の実施の要請等に関する事 (法第85条第1項、第2項)																										
損害補償 (法第160条)	住民への協力要請に関する事 (法第70条第1項、第3項、第80条第1項、第115条第1項、第123条第1項) 医療の実施の要請等に関する事 (法第85条第1項、第2項)																										
不服申立て (法第6条)	国民保護措置に関する事。																										
訴訟(法第6条)	国民保護措置に関する事。																										
本市が実施する国民保護措置に係る処分、要請等	国民の権利利益の救済に係る手続の項目																										
特定物資の収用に関する事 (法第81条第2項) 特定物資の保管命令に関する事 (法第81条第3項) 土地等の使用に関する事。(法第82条) 応急公用負担に関する事。(法第113条第1項、第5項)	損失補償 (法第159条第1項)																										
医療の実施の要請等に関する事 (法第85条第1項、第2項)	実費弁償 (法第159条第2項)																										
住民への協力要請に関する事 (法第70条第1項、第3項、第80条第1項、第115条第1項、第123条第1項) 医療の実施の要請等に関する事 (法第85条第1項、第2項)	損害補償 (法第160条)																										
国民保護措置に関する事。	不服申立て (法第6条)																										
国民保護措置に関する事。	訴訟(法第6条)																										
8	<p>28 ページ</p> <p>訓練に当たっての留意事項</p> <p>エ 町内会、自治会、自主防災組織等と連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけるとともに、住民の参加が容易となるよう、訓練の開催時期、場所について留意します。この場合において、住民の訓練への参加は、その自発的な意思によるものとし、<u>強制することがあってはならないことに十分留意します。</u></p>	<p>29 ページ</p> <p>訓練に当たっての留意事項</p> <p>エ 町内会、自治会、自主防災組織等と連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけるとともに、住民の参加が容易となるよう、訓練の開催時期、場所について留意します。この場合において、住民の訓練への参加は、その自発的な意思によるものとし、<u>強制することがあってはならず、そのことを訓練に関わる職員に周知徹底します。</u></p>	<p>(市民意見の概要)</p> <p>国民保護措置についての訓練に関し、住民に対して訓練への呼びかけを行っているが、「住民の訓練への参加は、その自発的な意思によるものとし、強制することがあってはならないことに十分留意します」ということをどのように保障するのか、まったく明らかではない。「町内会、自治会、自主防災組織等と連携」した市の働きかけに対して、反戦平和の立場をつらぬく市民の立場・権利がどのようにして侵害されないようにするのか、具体的に市としての施策を示して欲しい。</p>																								

	素 案	修正案	備 考
9	<p>30 ページ</p> <p>学校、病院、大規模集客施設等との連携 本市は、学校、病院、大規模集客施設等における避難が円滑に行われるよう、施設の管理者に対し、警報の内容の伝達や避難誘導等を適切に行うための訓練を実施するよう要請するとともに、必要に応じて指導、助言を行います。</p>	<p>30 ページ</p> <p>学校、病院、大規模集客施設等との連携 本市は、学校、病院、大規模集客施設等における避難が円滑に行われるよう、施設の管理者に対し、警報の内容の伝達や避難誘導等を適切に行うための訓練を実施するよう要請するとともに、必要に応じて指導、助言を行います。<u>この場合において、訓練の実施は、その自発的な意思によるものとし、強制することがあってはならず、そのことを訓練に関わる職員に周知徹底します。また、施設にいる者等の訓練への参加は、その自発的な意思によるものとし、強制することのないよう、施設の管理者に要請します。</u></p>	<p>(市民意見の概要)</p> <p>「施設の管理者に対し、警報の内容の伝達や避難誘導等を適切に行うための訓練を実施するよう要請するとともに、必要に応じて指導、助言を行います」とあり、あたかも学校、病院、大規模集客施設が訓練に応じることを前提とした書き方になっているが、これもこれら施設の思想、良心の自由を侵す可能性が高く、きわめて不適切ではないか。</p>
10	<p>35 ページ</p> <p>学校における教育 本市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力の育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、基本的人権を守るという精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行います。</p>	<p>36 ページ</p> <p>学校における教育 本市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力の育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、基本的人権を守るという精神、ボランティア精神の養成等のための教育、<u>国際人道法に関する啓発</u>を行います。</p>	<p>(市民意見の概要)</p> <p>「市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、基本的人権を守るという精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行います」とあるが、この項目は、「国民保護措置に関する啓発」の一環という位置づけであり、それとの関連で一体どういう内容の教育を行うかがまったく明らかにされていない。また、その教育内容如何によっては、重大な問題を内包する可能性もある。この点についてさらに詳細な説明を求める。</p>

	素案	修正案	備考
11	<p>35 ページ</p> <p>2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発</p> <p>本市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等への通報、不審物等が発見した場合の管理者への通報等が適切に行われるよう、住民に対する啓発を行います。また、<u>弾道ミサイルが飛来する場合やテロが発生した場合に住民がとるべき行動について</u>、国が作成する各種資料等に基づき、住民への周知を図ります。さらに、県、日本赤十字社等と連携し、傷病者に対する応急手当の方法等の普及に努めます。</p>	<p>36 ページ</p> <p>2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発</p> <p>本市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等への通報、不審物等が発見した場合の管理者への通報等が適切に行われるよう、住民に対する啓発を行います。また、<u>武力攻撃事態等において住民がとるべき行動について</u>、国が作成する各種資料等に基づき、住民への周知を図ります。さらに、県、日本赤十字社等と連携し、傷病者に対する応急手当の方法等の普及に努めます。</p>	<p>(市民意見の概要)</p> <p>15 ページで弾頭の種類の特定は困難と認めているのに、如何なる内容での「住民への周知」が可能であるのか。その内容をさらに具体的に例示してほしい。</p> <p>また、核攻撃の場合には甚大な被害が出ることが確実な状況のもとで「県、日本赤十字社等と連携し、傷病者に対する応急手当の方法等の普及」をまともに考え得るのか。どのような「応急手当の方法」があると考えられるのか。</p>
12	<p>42 ページ</p> <p>カ 現地調整所の設置等</p> <p>本部長は、武力攻撃による災害が発生した場合、県、県警察等現地における関係機関の活動との調整を円滑に行うため必要があると認めるときは、当該災害が発生した場所に現地調整所を設置し、職員を派遣します。また、関係機関により現地調整所が設置されている場合は、当該現地調整所に職員を派遣し、関係機関との情報の共有及び活動内容の調整を行います。</p>	<p>43 ページ</p> <p>カ 現地調整所の設置等</p> <p>本部長は、武力攻撃による災害が発生した場合、県、県警察等現地における関係機関の活動との調整を円滑に行うため必要があると認めるときは、当該災害が発生した場所に<u>本市の現地調整所</u>を設置し、職員を派遣します。また、関係機関により現地調整所が設置されている場合は、当該現地調整所に職員を派遣し、関係機関との情報の共有及び活動内容の調整を行います。</p>	<p>広島県との事前協議による。</p>
13	<p>44 ページ</p> <p>区本部(区役所)の主な分掌事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警報の伝達に関すること。 <p>消防局の主な分掌事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警報の伝達に関すること。 	<p>45 ページ</p> <p>区本部(区役所)の主な分掌事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警報及び<u>武力攻撃災害緊急通報</u>の伝達に関すること。 <p>消防局の主な分掌事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警報及び<u>武力攻撃災害緊急通報</u>の伝達に関すること。 	<p>広島県との事前協議による。</p>

	素 案	修正案	備 考
14	<p>44 ページ</p> <p>ア 市域における国民保護措置に関する総合調整</p> <p>本部長は、市域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、本市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行います。</p>	<p>46 ページ</p> <p>ア 市域における国民保護措置に関する総合調整</p> <p>本部長は、市域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、本市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行います。 <u>この場合において、本部長は、本市教育委員会に対し、市域における国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を実施するよう求めます。</u></p>	広島県との事前協議による。
15	<p>45 ページ</p> <p>情報通信手段の機能確認</p> <p>本市は、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信手段については速やかに応急復旧作業を行います。なお、これらの作業を行う場合は、総務省中国総合通信局に連絡します。</p>	<p>47 ページ</p> <p>情報通信手段の機能確認</p> <p>本市は、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信手段については速やかに応急復旧作業を行います。なお、これらの作業を行う場合は、総務省中国総合通信局及び<u>県</u>に連絡します。</p>	広島県との事前協議による。
16	<p>49 ページ</p> <p>ボランティア活動に対する支援等</p> <p>…また、本市は、市地域防災計画の定めに基づいて、災害ボランティアの受入体制を確保するとともに、適切な情報の提供や活動のための拠点・資機材の提供等により、ボランティア活動を支援します。</p>	<p>50 ページ</p> <p>ボランティア活動に対する支援等</p> <p>…また、本市は、<u>県と連携し</u>、市地域防災計画の定めに基づいて、災害ボランティアの受入体制を確保するとともに、適切な情報の提供や活動のための拠点・資機材の提供等により、ボランティア活動を支援します。</p>	広島県との事前協議による。

	素案	修正案	備考
17	<p>55 ページ</p> <p>サ 避難住民の携行品、服装</p> <p>なお、核兵器、生物兵器、化学兵器攻撃等が行われた場合には、放射性物質、生物剤、化学剤の吸引やそれらへの接触を避けるために専門的な資機材が必要となるが、その確保は困難であることが想定される。<u>このため、限定的な対処方法ではあるが、マスク、手袋及びハンカチを持参し、皮膚の露出を避ける服装を用いる。</u></p>	<p>56 ページ</p> <p>サ 避難住民の携行品、服装</p> <p>核兵器、生物兵器、化学兵器攻撃等が行われた場合には、放射性物質、生物剤、化学剤の吸引やそれらへの接触を避けるために専門的な資機材が必要となるが、その確保は困難であることが想定される。<u>この場合、効果が限られたものであったとしても、マスク、手袋及びハンカチを持参し、皮膚の露出を避ける服装をする。中でも、核兵器攻撃が行われた場合には、甚大な被害が発生し、避難が困難な状況が想定されるが、爆心地から離れている場合等、住民の避難が可能な場合にあっては、上記の対処を行う。</u></p>	<p>(市民意見の概要)</p> <p>専門部会の検討結果は、「マスク、手袋及びハンカチを持参し、皮膚の露出を避ける服装を用いる」などの対応が如何にナンセンスの極みであるかを明らかにしているのではないかと。専門部会の検討結果が示しているのは、核攻撃に対する対応策などありえない、ということではないのか。「2 サ 避難住民の携行品、服装」の記述を行った本意を問う。</p>
18	<p>57 ページ</p> <p>関係機関との連携</p> <p>市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、必要があると認めるときは、警察署長、広島海上保安部長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長(以下「警察署長等」という。)に対し、警察官、海上保安官又は自衛官(以下「警察官等」という。)による避難住民の誘導を要請します。</p>	<p>58 ページ</p> <p>関係機関との連携</p> <p>市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、必要があると認めるときは、警察署長、広島海上保安部長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長(以下「警察署長等」という。)に対し、警察官、海上保安官又は自衛官(以下「警察官等」という。)による避難住民の誘導を要請します。<u>この場合において、市長は、その旨を知事に通知します。</u></p>	<p>事務局による自主的修正</p>

	素案	修正案	備考
19	<p>66 ページ</p> <p>核兵器による攻撃の場合の医療活動</p> <p><u>ア</u> 国から本市に対し、医療救護班を編成し、被曝線量計による管理を行うなど<u>所要の防護措置を実施した上で、緊急被曝医療活動を行うよう協力要請があった場合には、医療救護班を編成し、医療活動を行います。さらに、国から、緊急被曝医療派遣チームが派遣された場合、その指導の下、必要に応じトリアージ(治療の優先順位による患者の振り分け)を行った上で、汚染や被曝の程度に応じた医療活動を行います。</u></p> <p><u>イ</u> <u>しかしながら、核兵器攻撃が行われた場合には、爆心地及びその周辺地域の医療機関は、ほとんど崩壊するか又は機能停止状態となり、医師、看護師等の医療関係者の多くは死亡し、又は負傷し、被曝します。そのため、機能が維持されている医療機関や被害を受けなかった医療機関が、医療関係者の安全の確保に十分配慮しながら、可能な範囲内で医療活動を行うこととなります。</u></p>	<p>68 ページ</p> <p>核兵器による攻撃の場合の医療活動</p> <p><u>ア</u> <u>核兵器攻撃に対して、たとえ被害をわずかに軽減する程度の効果しか発揮し得ないとしても、爆心地から離れた地域等においては、可能な範囲内で、最善の対処措置を実施する必要があります。核兵器攻撃が行われた場合には、爆心地及びその周辺地域の医療機関は、ほとんど崩壊するか又は機能停止状態となり、多くの医師、看護師等の医療関係者が死亡し、又は負傷し、被曝するとともに、残留放射線による被曝の危険にさらされることとなります。こうした中、機能が維持されている医療機関や被害を受けなかった医療機関が、被曝線量計による管理を行うなど所要の防護措置(以下「所要の防護措置」という。)を実施した上で、医療関係者の安全の確保に十分配慮しながら、可能な範囲内で、最大限の医療活動を行います。</u></p> <p><u>イ</u> <u>国から本市に対し、医療救護班を編成し、緊急被曝医療活動を行うよう協力要請があった場合には、所要の防護措置を実施した上で、可能な範囲内で、医療救護班を編成し、医療活動を行います。また、国から、緊急被曝医療派遣チームが派遣された場合には、その指導の下、必要に応じトリアージ(治療の優先順位による患者の振り分け)を行った上で、汚染や被曝の程度に応じた医療活動を行います。</u></p>	<p>(市民意見の概要)</p> <p>「ア」のような核攻撃があった場合を前提にしたトリアージなどの対応を考えるとすることは、「核兵器攻撃に関しては、それに対する有効な対処手段はなく」(2ページ)とする認識からして自己矛盾を極めているのではないか。また「イ」に関していえば、「機能が維持されている医療機関や被害を受けなかった医療機関が、医療関係者の安全の確保に十分配慮しながら、可能な範囲内で医療活動を行うこととなります」とあるが、残留放射線が充満している環境の下で医療活動をすることは、医療関係者の被曝を意味することは明らかで、医療関係者の安全を確保するとすれば、医療活動などありえないのではないか。そうである以上、「イ」の記述はきわめて非現実的であり、あたかもまともな医療活動があり得るかの如き印象を与えるものであり、市民に対してきわめて不誠実ではないか。</p>

	素案	修正案	備考
20	<p>66 ページ</p> <p>救援の際の物資の売渡し要請等</p> <p>市長は、救援を行うため必要があると認めるときは、国民保護法の規定に基づき、次の措置を実施します。この場合において、国民保護法第 81 条第 2 項及び第 3 項の規定に該当するときは、同法第 83 条の規定に基づき、公用令書を交付します。</p>	<p>68 ページ</p> <p>救援の際の物資の売渡し要請等</p> <p>市長は、救援を行うため必要があると認めるときは、国民保護法の規定に基づき、次の措置を実施します。この場合において、国民保護法第 81 条第 2 項、第 3 項及び第 82 条の規定に該当するときは、同法第 83 条の規定に基づき、公用令書を交付します。</p>	事務局による自主的修正
21	<p>70 ページ</p> <p>【安否情報の収集、整理、報告及び照会への回答の事務の流れ】</p>	<p>72 ページ</p> <p>【安否情報の収集、整理、報告及び照会への回答の事務の流れ】</p>	広島県との事前協議による。
22	<p>72 ページ</p> <p>イ 知事等による退避の指示</p> <p>市長が退避の指示をすることができない場合は、知事又は警察官等が、市長に代わり退避の指示をすることができます。知事又は警察官等が避難の指示を行った場合は、その旨を市長に通知します。</p>	<p>74 ページ</p> <p>イ 知事等による退避の指示</p> <p>知事は、緊急の必要があると認めるときは、自ら退避の指示をすることができます。また、警察官等は、市長又は知事による退避の指示を待ついとまがないと認めるときなどにおいて、退避の指示をすることができます。知事又は警察官等が退避の指示をした場合には、その旨が市長に通知されます。</p>	広島県との事前協議による。

	素案	修正案	備考
23	73 ページ 退避の指示の伝達等 ウ 退避の必要がなくなった場合には、速やかに退避の指示を解除します。その場合の住民への伝達及び知事への通知は、上記アと同様とします。	75 ページ 退避の指示の伝達等 ウ 退避の必要がなくなった場合には、速やかに退避の指示を解除し、その旨を公示します。その場合の住民への伝達及び知事への通知は、上記アと同様とします。	事務局による自主的修正
24	74 ページ イ 知事等による警戒区域の設定 市長が警戒区域を設定することができない場合は、知事又は警察官等が、市長に代わり警戒区域を設定することができます。知事又は警察官等が警戒区域を設定した場合は、その旨を市長に通知します。	76 ページ イ 知事等による警戒区域の設定 知事は、緊急の必要があると認めるときは、自ら警戒区域を設定することができます。また、警察官等は、市長又は知事による警戒区域の設定を待ついとまがないと認めるときなどにおいて、警戒区域を設定することができます。知事又は警察官等が警戒区域を設定した場合には、その旨が市長に通知されます。	広島県との事前協議による。
25	76 ページ 危険物質等に関する措置命令 市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害の発生防止のため、次表に掲げる危険物質等を対象として次の措置を実施するよう命じます。なお、避難住民の輸送などの措置において当該危険物質等が必要となる場合は、指定行政機関、指定地方行政機関、県及び他の市町と所要の調整を行います。 ア 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限(危険物に係るものについては消防法第 12 条の 3、毒物劇物に係るものについては国民保護法第 103 条第 3 項第 1 号に規定するものをいう。)	78 ページ 危険物質等に関する措置命令 市長は、既存の法令に基づく規制措置を実施するほか、 <u>危険物質等(国民保護法施行令第 28 条及び第 29 条に規定するものをいう。以下同じ。)</u> に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、 <u>当該措置に加えて、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害の発生防止のための必要な措置を実施するよう命じます。これらの措置の内容は、危険物質等の種類に応じ、それぞれ次表に掲げるとおりです。</u> なお、避難住民の輸送などの措置において当該危険物質等が必要となる場合は、指定行政機関、指定地方行政機関、県及び他の市町と所要の調整を行います。	広島県との事前協議による。

素案	修正案	備考																						
<p><u>イ 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限(国民保護法第103条第3項第2号に規定するものをいう。)</u></p> <p><u>ウ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄(国民保護法第103条第3項第3号に規定するものをいう。)</u></p> <table border="1" data-bbox="226 496 824 1015"> <thead> <tr> <th>危険物質等の種類</th> <th>措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防法第2条第7項の危険物(同法第9条の4の指定数量以上のものに限る。)であり、製造所、貯蔵所、取扱所又は移送取扱所において貯蔵され、又は取り扱われているもの</td> <td>消防法第12条の3 イ ウ</td> </tr> <tr> <td>毒物及び劇物取締法第2条第1項の毒物及び同条第2項の劇物(同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。)であり、毒物及び劇物取締法第4条第1項の登録を受けた者が取り扱うもの(地域保健法第5条第1項の政令により本市が登録権限を有するものに限る。)</td> <td>ア イ ウ</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 <u>上記の危険物質等の種類は、国民保護法施行令第28条及び第29条に規定するものをいいます。</u></p> <p>2 <u>措置欄の記号は、上記ア、イ及びウの区分を示します。</u></p>	危険物質等の種類	措置	消防法第2条第7項の危険物(同法第9条の4の指定数量以上のものに限る。)であり、製造所、貯蔵所、取扱所又は移送取扱所において貯蔵され、又は取り扱われているもの	消防法第12条の3 イ ウ	毒物及び劇物取締法第2条第1項の毒物及び同条第2項の劇物(同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。)であり、毒物及び劇物取締法第4条第1項の登録を受けた者が取り扱うもの(地域保健法第5条第1項の政令により本市が登録権限を有するものに限る。)	ア イ ウ	<table border="1" data-bbox="869 172 1460 1468"> <thead> <tr> <th>危険物質等の種類</th> <th>措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防法第2条第7項の危険物(同法第9条の4の指定数量以上のものに限る。)であり、製造所、貯蔵所、取扱所又は移送取扱所において貯蔵され、又は取り扱われているもの</td> <td>製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、当該製造所、貯蔵所若しくは取扱所の使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限すること。(消防法第12条の3)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限(国民保護法第103条第3項第2号)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄(国民保護法第103条第3項第3号)</td> </tr> <tr> <td>毒物及び劇物取締法第2条第1項の毒物及び同条第2項の劇物(同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。)であり、毒物及び劇物取締法第4条第1項の登録を受けた者が取り扱うもの(地域保健法第5条第1項の政令により本市が登録権限を有するものに限る。)</td> <td>危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限(国民保護法第103条第3項第1号)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限(国民保護法第103条第3項第2号)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄(国民保護法第103条第3項第3号)</td> </tr> <tr> <td>火薬類取締法第2条第1項の火薬類(製造については、火薬若しくは爆薬を製造する製造所であって、これを原料として信号えん</td> <td>製造業者、販売業者又は消費者に対して、製造施設又は火薬庫の全部若しくは一部の使用を一時停止すべきことを命ずること。(火薬類取締法第45条第1号)</td> </tr> </tbody> </table>	危険物質等の種類	措置	消防法第2条第7項の危険物(同法第9条の4の指定数量以上のものに限る。)であり、製造所、貯蔵所、取扱所又は移送取扱所において貯蔵され、又は取り扱われているもの	製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、当該製造所、貯蔵所若しくは取扱所の使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限すること。(消防法第12条の3)		危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限(国民保護法第103条第3項第2号)		危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄(国民保護法第103条第3項第3号)	毒物及び劇物取締法第2条第1項の毒物及び同条第2項の劇物(同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。)であり、毒物及び劇物取締法第4条第1項の登録を受けた者が取り扱うもの(地域保健法第5条第1項の政令により本市が登録権限を有するものに限る。)	危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限(国民保護法第103条第3項第1号)		危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限(国民保護法第103条第3項第2号)		危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄(国民保護法第103条第3項第3号)	火薬類取締法第2条第1項の火薬類(製造については、火薬若しくは爆薬を製造する製造所であって、これを原料として信号えん	製造業者、販売業者又は消費者に対して、製造施設又は火薬庫の全部若しくは一部の使用を一時停止すべきことを命ずること。(火薬類取締法第45条第1号)	
危険物質等の種類	措置																							
消防法第2条第7項の危険物(同法第9条の4の指定数量以上のものに限る。)であり、製造所、貯蔵所、取扱所又は移送取扱所において貯蔵され、又は取り扱われているもの	消防法第12条の3 イ ウ																							
毒物及び劇物取締法第2条第1項の毒物及び同条第2項の劇物(同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。)であり、毒物及び劇物取締法第4条第1項の登録を受けた者が取り扱うもの(地域保健法第5条第1項の政令により本市が登録権限を有するものに限る。)	ア イ ウ																							
危険物質等の種類	措置																							
消防法第2条第7項の危険物(同法第9条の4の指定数量以上のものに限る。)であり、製造所、貯蔵所、取扱所又は移送取扱所において貯蔵され、又は取り扱われているもの	製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、当該製造所、貯蔵所若しくは取扱所の使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限すること。(消防法第12条の3)																							
	危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限(国民保護法第103条第3項第2号)																							
	危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄(国民保護法第103条第3項第3号)																							
毒物及び劇物取締法第2条第1項の毒物及び同条第2項の劇物(同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。)であり、毒物及び劇物取締法第4条第1項の登録を受けた者が取り扱うもの(地域保健法第5条第1項の政令により本市が登録権限を有するものに限る。)	危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限(国民保護法第103条第3項第1号)																							
	危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限(国民保護法第103条第3項第2号)																							
	危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄(国民保護法第103条第3項第3号)																							
火薬類取締法第2条第1項の火薬類(製造については、火薬若しくは爆薬を製造する製造所であって、これを原料として信号えん	製造業者、販売業者又は消費者に対して、製造施設又は火薬庫の全部若しくは一部の使用を一時停止すべきことを命ずること。(火薬類取締法第45条第1号)																							

	素案	修正案	備考
		<p><u>管、信号火せん若しくは煙火のみを製造するもの又は産業、娯楽、スポーツ若しくは救命の用に供する火工品のみを製造する製造所に係るものに限る。また、運搬に係るもの及び消費については火薬類取締法第50条の2第1項の規定の適用を受けるものを除く。)</u></p> <p><u>高圧ガス保安法第2条の高圧ガス(同法第3条第1項各号に掲げるものを除く。)</u></p>	<p>製造業者、販売業者、消費者その他火薬類を取り扱う者に対して、製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限すること。(火薬類取締法第45条第2号)</p> <p>火薬類の所有者又は占有者に対して、火薬類の所在場所の変更又はその廃棄を命ずること。(火薬類取締法第45条第3号)</p> <p>火薬類を廃棄した者に対して、その廃棄した火薬類の収去を命ずること。(火薬類取締法第45条第4号)</p> <p>第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所若しくは第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者又は特定高圧ガス消費者に対し、製造のための施設、第一種貯蔵所、第二種貯蔵所、販売所又は特定高圧ガスの消費のための施設の全部又は一部の使用を一時停止すべきことを命ずること。(高圧ガス保安法第39条第1号)</p> <p>第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の所有者又は占有者、販売業者、特定高圧ガス消費者その他高圧ガスを取り扱う者に対し、製造、引渡し、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限すること。(高圧ガス保安法第39条第2号)</p>

	素案	修正案	備考
26	<p>77 ページ</p> <p>2 核兵器攻撃による災害への対処 市長は、核兵器攻撃が行われた場合には、<u>国及び県その他関係機関と連携し、退避の指示等の必要な措置を実施します。しかし、核兵器攻撃が行われた場合には、多くの職員が死亡し、又は負傷し、被曝することが避けられないこと、また、必要な情報を適時適切に入手することは困難であると考えられることなどから、職員の安全の確保に十分配慮しながら、可能な範囲内で必要な措置を実施します。</u></p>	<p>80 ページ</p> <p>2 核兵器攻撃による災害への対処 <u>核兵器攻撃に対して、たとえ被害をわずかに軽減する程度の効果しか発揮し得ないとしても、爆心地から離れた地域等においては、可能な範囲内で、最善の対処措置を実施する必要があります。核兵器攻撃が行われた場合には、多くの職員が死亡し、又は負傷し、被曝するとともに、残留放射線による被曝の危険にさらされることとなります。また、必要な情報を適時適切に入手することも困難となります。そのため、市長は、所要の防護措置を実施した上で、国及び県その他関係機関と連携し、職員の安全の確保に十分配慮しながら、可能な範囲内で、最大限の被災者の救助や消火活動、退避の指示等の必要な措置を実施します。</u></p>	<p>(市民意見の概要)</p> <p>1945年に起こったことは、現職の市長をはじめ、多くの職員が死亡したということであった。現在の核兵器の威力は、広島原爆をはるかに凌ぐものであり、そういう被害に遭遇したときには、市の機能が完全に壊滅することを考えるのが当然であり、あたかもそうでないかのごとき印象を与える記述はきわめて非現実的かつ市民に対して不誠実ではないか。「核兵器攻撃に関しては、それに対する有効な対処手段はなく」(2ページ)という素案の出発点の認識に鑑みても、「可能な範囲内で必要な措置」とは具体的に如何なるものがあり得るのかについて誠実に答えられるのか。</p>
27	<p>78 ページ</p> <p>ア 生物兵器による攻撃の場合 本市は、活動を行う職員に防護服を着用させ、<u>県警察、広島海上保安部、自衛隊、県保健環境センター、医療機関等</u>が行う汚染の原因物質及び汚染地域の範囲の特定並びに本市等が行う被災者の救助及び救急活動、除染等に資する情報収集等を行います。</p> <p>イ 化学兵器による攻撃の場合 本市は、活動を行う職員に防護服を着用さ</p>	<p>81 ページ</p> <p>ア 生物兵器による攻撃の場合 本市は、活動を行う職員に防護服を着用させ、<u>県、県警察、広島海上保安部、自衛隊、医療機関等</u>が行う汚染の原因物質及び汚染地域の範囲の特定並びに本市等が行う被災者の救助及び救急活動、除染等に資する情報収集等を行います。</p> <p>イ 化学兵器による攻撃の場合 本市は、活動を行う職員に防護服を着用さ</p>	<p>広島県との事前協議による。</p>

	素案	修正案	備考
	<p>せ、県警察、広島海上保安部、自衛隊、<u>県保健環境センター</u>、医療機関等が行う汚染の原因物質及び汚染地域の範囲の特定並びに本市等が行う被災者の救助及び救急活動、除染等に資する情報収集等を行います。</p>	<p>せ、<u>県</u>、<u>県警察</u>、広島海上保安部、自衛隊、医療機関等が行う汚染の原因物質及び汚染地域の範囲の特定並びに本市等が行う被災者の救助及び救急活動、除染等に資する情報収集等を行います。</p>	
28	<p>82 ページ</p> <p>3 文化財の保護</p> <p><u>文化財の所有者又は管理者は、その所有し、又は管理する文化財が被災した場合には、速やかに本市に被災状況を報告するもの</u>とします。</p> <p>本市は、上記の報告を受けたときは、被災した文化財の被害拡大を防止するため、所有者又は管理者に対し、必要な応急措置を実施するように指示するとともに、<u>国指定文化財及び県指定文化財</u>については、<u>県教育委員会</u>に被災状況を報告します。</p>	<p>85 ページ</p> <p>3 文化財の保護</p> <p><u>重要文化財等に関する命令又は勧告の告知の伝達等</u></p> <p><u>本市は、文化庁長官が武力攻撃災害による重要文化財等の被害を防止するため行う所有者等に対する命令又は勧告を県教育委員会が告知する場合、これを所有者等に伝達します。また、所有者等から文化庁長官に対する支援の求めがあった場合、その旨を県教育委員会に連絡します。</u></p> <p><u>国宝等の被害を防止するための措置の施行への協力</u></p> <p><u>本市は、文化庁長官及び文化庁長官から委託を受けた県教育委員会が行う国宝等の被害を防止するための措置の施行に協力します。</u></p> <p><u>県重要文化財等に関する勧告の伝達</u></p> <p><u>本市は、県教育委員会が武力攻撃災害による県重要文化財等の被害を防止するために所有者等に対し必要な措置を勧告する場合、これを所有者等に伝達します。</u></p> <p><u>本市指定重要文化財に関する指示</u></p> <p><u>本市は、本市指定重要文化財が武力攻撃災害により被害を受けるおそれがあるときは、所有者等に対し、所在場所の変更又は管理方法の改善その他管理に関し必要</u></p>	<p>広島県との事前協議による。</p>

	素 案	修正案	備 考
		<p><u>な措置を指示します。</u></p> <p><u>文化財の被災情報の報告等</u></p> <p>文化財の所有者等は、その所有し、又は管理する文化財が被災した場合には、速やかに本市に被災状況を報告するものとします。</p> <p>本市は、上記の報告を受けたときは、被災した文化財の被害拡大を防止するため、所有者等に対し、必要な応急措置を実施するように指示するとともに、<u>重要文化財等及び県重要文化財等</u>については、<u>県教育委員会</u>に被災状況を報告します。</p>	
29	<p>87 ページ</p> <p>通信機器の応急の復旧</p> <p>本市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等の通信機器に被害が発生した場合には、代替通信手段の確保を図るとともに、速やかに復旧措置を実施します。復旧措置を実施してもなお障害がある場合は、直ちにその状況を総務省中国総合通信局に連絡します。</p>	<p>90 ページ</p> <p>通信機器の応急の復旧</p> <p>本市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等の通信機器に被害が発生した場合には、代替通信手段の確保を図るとともに、速やかに復旧措置を実施します。復旧措置を実施してもなお障害がある場合は、直ちにその状況を総務省中国総合通信局及び県に連絡します。</p>	<p>広島県との事前協議による。</p>
30	<p>89 ページ</p> <p>2 国民保護措置の実施に要した費用に係る国への負担金の請求</p> <p>本市は、<u>国民保護措置の実施に要した費用のうち、国民保護法の規定により国が負担するとされているものについては、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行います。</u></p>	<p>92 ページ</p> <p>2 国民保護措置の実施に要した費用に係る国への負担金の請求</p> <p>国民保護措置の実施に要した費用は、<u>国民保護法の規定により、職員の給料及び手当、消耗品費、通信費等を除き、国が負担するとされているため、当該国の負担に係る費用については、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行います。</u></p>	<p>(市民意見の概要)</p> <p>素案に盛り込まれた「施策」を実施するとすれば、ただでさえ財政難の広島市にとっての財政負担は非常に大きな規模のものとなると判断されるが、素案にはその点についての見積もりが一切示されていない。私は、その財政負担がどの程度の規模・金額になるかについて、市として責任ある判断・数字の開示を求める。</p>

〔参考〕

上記のほか、以下の意見が寄せられたが、それぞれ次に掲げる理由により、修正等を行わない。

市民意見の概要	修正等を行わない理由
<p>60 ページ</p> <p>弾道ミサイル攻撃及び急襲的な航空攻撃の場合 核兵器搭載の場合には、地下への避難など何の役にも立たないことは、広島過去の事実が何よりも雄弁に証明していると思うが、このような記述を行うことが役に立つと本気で考えているのか。</p>	<p>本項は、警報が発令された場合の屋内退避に関する記述であるが、核兵器攻撃被害想定専門部会報告にも、「警報が発せられれば、堅牢な建物内の窓のない、あるいは少ない場所に避難することが可能となり、これにより最初の1分間の影響による被害を大きく軽減することができるだろう。」「事前警報による屋内退避が可能であれば、人的被害を大きく軽減することが可能かもしれない。」などと記述されており、修正しない。</p>
<p>72 ページ</p> <p>ウ 屋内への退避の指示</p> <p>核兵器搭載の場合には、地下への避難など何の役にも立たないことは、広島過去の事実が何よりも雄弁に証明していると思うが、このような記述を行うことが役に立つと本気で考えているのか。</p>	<p>同上</p>
<p>国民保護計画を策定すべきでない。</p>	<p>国民保護計画は、国民保護法の規定により、国の行政機関、すべての都道府県及び市町村に策定が義務付けられているものであり、本市においても策定する必要がある。</p>